

令和5年度第1回境港市障がい児者プラン策定・評価委員会 会議録

■ 日時 令和5年7月5日(水) 13:30~15:15

■ 場所 境港市保健相談センター講堂

■ 次第

1 開会

辞令交付

福祉保健部長あいさつ

委員紹介

2 委員長、副委員長の選出

3 議事

(1) 「境港市障がい児者プラン」の進捗状況について

(2) プラン改定の概要、スケジュール等について

(3) その他

4 閉会

■ 出席者(敬称略)

(委員)

足立博文、岩佐美穂、清水美和子、竹内美智子、田崎昌宏、秋田松夫、山本尚夫、石川肇、足立勝美、柏木香寿子、加藤弘晃、岸菜孝典、宮本剛志、徳尾勝

(事務局)

黒崎享(福祉保健部長)、足立統(健康づくり推進課長)、北野瑞拓(子育て支援課長)、山根幸裕(福祉課長)、西山智絵(福祉課福祉係長)、大東幸生(福祉課主事)

(欠席者) 進亜紀

(傍聴者) 1人

■ 会議要旨

1 開会

<事務局>

定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度第1回境港市障がい児者プラン策定・評価委員会を開会いたします。

本来ですと、事前に委嘱の辞令をお渡しした上で、会議を招集させていただくべきところがございますけれども、時間の都合上、本日この場での机上の配布とさせていただきたいと存じます。

それでは初めに、福祉保健部長が、ご挨拶を申し上げます。

<福祉保健部長>

皆様方には日頃から市政各般にわたり、多大なご協力ご支援をいただいておりますことに、まず心からお礼申し上げます。

またこの度は、境港市障がい児者プラン策定・評価委員会の委員をお願いしましたところ、快くお引き受けいただきましたこと誠にありがとうございます。

また、この委員会を組織するにあたって、委員の公募をしましたところ、公募いただきました2人の方、本当にありがとうございます。

境港市障がい児者プランにつきましては、平成27年3月に策定して、今回は障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画そして児童福祉法に基づく障害児福祉計画、これがすべて新たに策定ということになっております。

本日を含めて、今年度4回会議を開催して、計画を策定したいと考えておりますので、皆様のご忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

<事務局>

続きまして、委員のご紹介をさせていただきます。

(名簿順に名前の読み上げ)

14名、ご出席で、会議の方は成立しております。

なお本日は、傍聴のご希望がございまして、1名の方に傍聴席の方に来ていただいております。

本日の予定でございますが、この後に、委員長、それから副委員長の選出を行いまして、そのあと、事務局の方から説明をさせていただきます。

概ね1時間半程度、3時を目途にと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

2 委員長、副委員長の選出

<事務局>

お手元の資料5「境港市障がい児者プラン策定・評価委員会設置要綱第5条」におきまして、「委員長は、委員の互選により定める」とあります。いかがいたしましょうか。

(「事務局一任」の声あり)

ありがとうございます。それでは、事務局の案を提案させていただきます。委員長に田崎委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(拍手あり)

ありがとうございます。

それでは、田崎委員、よろしくよろしくお願いいたします。委員長席の方へ移動をお願いいたします。

続きまして、副委員長の選出ですが、要綱第5条に「副委員長は、委員長の指名により定める」とありますので、委員長、副委員長の指名をお願いいたします。

<委員長>

それでは、足立委員に副委員長をお願いしたいと思います。

(拍手あり)

<事務局>

それでは、足立委員、よろしくお願いいたします。

委員長、副委員長から一言ずつ、ご挨拶をいただきたいと思います。

<委員長>

先ほど福祉保健部長様のお話にもあった通り、今回は、三つの計画の策定を担わないといけないということで、委員の皆様にも、多大なるご協力をいただかないと、このプランの作成ができないかなというふうに考えております。

また次年度に向けては、我々の今関わっている障害福祉計画、障害福祉サービスの報酬、介護保険診療報酬など、三つの改定もされるような年になっています。大きな変化がある年にもなるかと思っておりますので、また皆様からのご意見を伺いながら良い会にしていきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

<副委員長>

委員長をサポートしながら、形式上な計画ではなく、現実に沿った良い計画が作れればと思いますので、皆様ご協力をよろしくお願いいたします。

3 議事

<委員長>

本日は皆様、お忙しいなかご出席いただきまして誠にありがとうございます。

それではお手元の次第に沿って会議を進めていきたいと思いますが、本日事前に配布をしていた資料を皆様お持ちいただいておりますでしょうか。

特に、過不足のものとかはございませんでしょうか。

そうしますとそれでは初めに、「(1) 境港市障がい児者プランの進捗状況について」事務局の方からご説明をお願いいたします。

<事務局>

(1) 境港市障がい児者プランの進捗状況について (資料1を説明)

<委員長>

毎回思いますが、数字だとこの資料を見て、すべてのことをわかってご発言いただくのが、なかなか難しいこともあるかもしれませんが、せっかくの機会ですので、皆様からご意見をいただけたらと思っております。

まず最初にお聞かせいただけたらと思っておりますが、今回公募委員にお2人立候補していただいて委員になっていただいているかと思っておりますが、今回この障がい児者プランの公募に応募されたのは何かお考えがあつたのかなと思っておりますので、まずそういった思いなどもお聞かせいただけたらと思っております。その中で、事務局からの説明の中で、ご質問等がもしありましたら併せて教えていただけたらと思っておりますが、よろしくをお願いいたします。

<委員>

私自身は、いわゆる当事者であるというわけではないですが、学校の教員などしておりましたので、特別支援というところで、繋がりというのはございました。

そうしたなかで、やはり、障がいがあるないにかかわらず、市民がしっかりと理解していくということが大事なのかなというところで、こうしたプランを新しくするという議論に参加をすることも重要なのかなというところで、公募させていただきました。

<委員>

公募ということになっていますが、事務局の方から、お話がありまして、何かと関わったこともあるのでということで、顔を出させてもらうようになりました。

2年半前に、私もペースメーカーを入れまして、それで障がい者ということになってメンバーになっております。

この2年前から障がい児の市民体育館でのトランポリン、それから夏の納涼祭がありますので、こういったもののお手伝いをさせてもらって、メンバーの皆さんと顔見知りになってきておりましたので、そういったことから、何か少しでも、役に立つこともあればということで、メンバーに入れさせてもらいました。

<委員長>

ありがとうございました。公募で立候補していただいて、この会議もご参加いただけるということで、すごく貴重なご意見をいただける機会になるかと思っておりますので、ぜひ積極的にまたご発言等々いただけるといいのかなというふうに思っておりますので、引き続きよろしくをお願いいたします。

では私の方から、確認というか教えていただきたいことがありますので、説明をいただけたらと思っておりますが、資料1-1の3ページ目に福祉施設から一般就労への移行の状況が挙がっております。これにつきましては、境港市における移行の状況かと思っておりますので、今日せっかく委員さんにもなっております職業安定所の方もいらっしゃいますので、この西部圏域、わかる範囲で結構ですので、境以外での全体的なところでの、今現在の一般就労の障がい者の方の状況であるとか、今の特徴的なところを教えていただけたらと思っておりますが、よろしいでしょうか。

<委員>

現状についてですが、障がいの種類でいくと、精神障がいの方が非常に増えている状況が見受けられるかなというのがあります。これは鳥取県の西部というよりも、全国的な広がりできてるのかなと思います。せんだって、全国でのオンラインで会議がありましたが、同じような話が出ていて、身体、知的に関しては全国的には、やはり横ばいな状況が見受けられるというのが、数値の上ではあったように記憶しているところです。

管内の状況でいきますと、現在、就労移行支援事業所さんが増えてきている状況もありまして、そこを活用して、一般就労に移行していかれる方が、以前に比べるとやはり増えている傾向が見受けられるのかなと思っています。

少しでも多くの機会を使って、一般就労に繋がっていきいかなと思っておりますが、なかなか現時点で、就労に向かうことができない方もやはりおられますので、ケースに応じて、いろいろな制度活用ができたうえで、一般就労に向けた支援ができていければいいかなと思っています。

<委員長>

ありがとうございました。

やはりいろいろな形で働くということは、その当事者の方にとって経済的なことだけではなくて、社会参加的な観点から見ても非常に重要になってくる部分もあるかと思っておりますので、引き続きまた情報提供などもいただきながら、このプランの達成にご協力いただけたらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

他にはよろしいですか。

せっかくの機会ですので、次々と皆様にご発言いただけたらというふうに思いますが、今日、当事者団体の代表の方もご出席いただいておりますが、今の事務局からの説明の中で当事者団体の立場から何かご発言いただけたらいいかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

<委員>

これと言ってはありますが一言ちょっと紹介ですが、資料の1-5のII①「精神障がいのある方への防犯についての啓発をしてほしい。」については、精神障害者当事者の集いで、そういうことを実施してありまして、ありがとうございました。これにプラスしまして、当事者の集まりで個人がされている会がありまして「ぼれぼれ」という会です。当事者の会に出席されている4名の方も重複しておられますが、これにプラス倍ぐらいの方が「ぼれぼれ」に参加されることはあります。したがって、こういうのがありましたら、その会にも声をかけていただきましたらいいかなと思います。よろしければ、責任者の方とかにも連絡させていただきます。

<委員>

資料1-5の在宅サービスの充実というところですが、この重度の行動障がいのある人の手厚い支援ということで、グループホーム、その中でショートステイも受けていますが、いわゆる行動障がいの方のショートステイの希望がかなり多いです。米子の方からも、過去電話があったりして、できる限り受けたいなと思っておりますが、どうしても人員配置のところでは問題が起こります。

ショートステイが入った時は、職員が1人当直をしますが、やはりいろいろな問題、夜中にいろいろな問題、トイレを失敗したりなど、いろんなことがあります。そのときに、やはり1人では、重度の人のショートは、限界があるなというところがあります。

重度と言われる障がいの方がもっとショートを使いやすいような体制を作っていただきたい。

例えば報酬、1人じゃなくて1.5人ぐらいのそういうような形をとっていただけたら、また受け入れの方も、受け入れやすくなるのかなと思っています。

直接電話をいただきますが、お断りするのもしつなくて、とても悩ましいところです。よろしくお願ひしたいと思ひます。

<事務局>

強度行動障がいの方に対する手厚い支援ということで、県の方が事業をしております、市の方も半分補助をしているような状態で、重度障がい児者支援事業や、強度行動障がい者支援事業というのがありまして、強度行動障がいがある方を短期入所で受け入れた場合の助成制度等もありますので、県が今「障がい福祉関係の県の施策のご案内」ということで、ホームページにリーフレットを作成して、県全体の事業も載せられていますが、市の方からもまた皆さんの方に周知ができたかなと思います。ありがとうございます。

<委員長>

どうでしょう、他の方で何かご発言よろしいですか。

<委員>

近所でも、年齢的に60歳未満であれば、障がいがあっても就労の方を自分ができる範囲の就労をやっていただくのがいいのではないかなとは思っていますが、そういう対象の人を抽出して、働きかけて、就労していただくというような作業をどういう格好でされているのか、ちょっと教えていただきたいなと思ひまして。

本人からなかなか就労したいということで、市役所や作業所さんとかに直接行くというのはなかなか難しいと思ひます。

そうすると福祉課さんとかでもリストなど持っておられて、そのリストの中で、現在、どこかで就労されているという方はそのまま見守るという格好でいいと思ひますが、就労などされていない人をどういう格好で働きかけて、家庭訪問するなり、どういうふうにされているのかなというのをちょっといつも不思議に思ひています。

<事務局>

ありがとうございます。

今お尋ねの趣旨としましては、行政の方で障害者手帳をお持ちの方で、就労していらっしゃる方に個別に働きかけるようなことが、あるのかなのかというようなことでございますでしょうか。

そういった形で行政の方で、働きかけるということは、実施はしておりません。

働いていらっしゃる、いらっしゃらないということもわかりませんが、そういった形は行っていません。

<委員>

障がいに限らず年配の人や、独居老人とか、障がいだけでなくも今いろいろな家庭があるが、どこかでどういう形でその家庭なりを、あまり中身を深く追及はできないですが、その相談相手になって。というのが、ちょっと近所とかで見ますと、障がいの方もおられる家族ですと、親御さんとか家族の人も結構苦勞されている。家族の人は仕事に行ってくれる、くれないとか、施設へ行って何か作業やいろんなことをやって、社会貢献しようなど本人のためにもなると思うが、そういう格好を望んでおられると思ひますが、親御さんなどから本人さんに直接言うと反発があって、力関係も子供さん、40代50代の男の方なんかですと、もう親よりは強い力になりますので、あまり言いすぎるとまた暴力ぎたとかにもなるので、その第三者的に、隣の人とか近所の人がかかなか介入するのは難しいものですから、その公的な立場の人が、そういうところを見つけ、どうやって見つけるかというのはありますが、なにか支援して、その家庭を助けるというようなことができないかなと、ちょっと常日頃思ひています。

<事務局>

ありがとうございます。

今おっしゃられたような部分でいきますと、私ども行政の方のいわゆる委託相談、一般相談事業所の相談や、私ども福祉課でもいいですが、そういったようなところからお話をいろいろ伺うことはできると思ひますが、それを個別的に何か探してというのはなかなか難しい。相談の中からもいろいろ、次のステップを見つけてつなげていくと、そういうふうな形なのかなとは思ひたりして聞いておりました。

<委員長>

ちょっと今お話を聞きながら私も今一般相談という事業で、障がいのある方の相談は受けていますが、ちょっとそういった切り口で入っていくと、なかなかこう入りづらかったりと、見つけにくいということが、家としてや世帯としてや、そういった部分で見えていくということが、まずいいのかなと思います。そういった意味では、例えば広く健康に関するということで、健康づくり推進課の保健師さんなども、地区担当とか境港もあるのではないかなと思います。そういった保健師さんとかの今現在の活動の状況などを教えていただいたりすると、何かこう切り口なりが見えるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

<健康づくり推進課長>

引きこもりというところで、ご家族さんからご相談を受けるケースというのもございます。それに対して保健師の方が実際に家を訪問してということはあるんですが、よくあるケースとしてはなかなか本人に接触ができない。ご家族さんの方までは接触はできますが、本人さんと直接会えないというケースが結構多くあると伺っております。

令和4年度も、相談で20件ほど、途中経過だったので、実際にはもっと増えていると思います。そういう相談がございまして、ほとんどが家族の方からのご相談でございました。実際に本人に会って話ができる場合もありますが、なかなかそのご家族さんまで、お父さんとかお母さんまでというところが結構多いというふうに把握しております。

<委員>

今の話とちょっと関連するのか精神の方からですが、今の状態のことをこういうふうに感じます。本人が病院に行かない。病識がない。自分は、気が弱いから病気じゃない。薬も飲まない。病気でない自分の性格が弱いから、その中で家族が昼夜を逆転したりして、家族を巻き込んで、寝不足に落ちるとかそういう状態があります。これについて相談しますと、ちょっと間違っているかもしれませんが、行政の方でも、何か問題がないとちょっと行けません。警察に頼んでも事件が起きないと行けない、保健所に頼んでも、もうちょっととなる。

結構薬を飲みだしたり、病院に行きだしたり、市役所の方の相談ができるようになったり、保健所が介入したり、病院が介入したりすると、もう家族もこれで何とかするという光が見える感じになります。ところが一番しんどいのは、病院も行かない。家族も巻き込んで家族も病気になる。それで相談に行くけど、まだそこまでは相談にはなりませんというところがあるんです。これが一番家族はしんどい。これを僕はグレーゾーンと言う。

これを例えば社協とか、近いところを巻き込んで、相談をしています。重ねてになりますが、医者に行けない。市役所、警察、保健所も相手してくれない。ここが一番しんどい時期です。

仕事の内容についても、なかなか、介入できないでしょうね。介入できないという話よりも、この辺が一番家族も苦しんでいるというところは、認識されたい。

<副委員長>

昔の話になりますが、まつぼっくり事業所はそれこそ境港市で初めてできた通所系の知的の事業所でしたが、やはりそのときに境港市におられた方というのは、基本ボーダーであったり、家にひきこもっておられる方が大半でした。その方がまつぼっくりができたときにどうやって出てきてもらったか。親はとてもしゃないけど、出したくない。子供さんも行きたくない。家から出たくない。という状況でした。

やはりそのときに動き回っていたのが、その各団体の相談員さんです。その時は育成会の相談員さんが、やはり何回も足を運んでいた。最初は相談員さんと親御さんが話している中から、だんだん当事者の方もそこに入る。やはり、そういった地道なことをしていかないと、なかなか一発でここにつなげたから、これがすぐ解決するというのではないと思うので、ただ、それよりも今もう20何年たって、皆さんのスキルも上がっていたり、それこそ相談員さんも入られたり、地域の方もサポートして理解があったりしていくので、そういった地域での組み立てというのも団体を通じて、必要なのかなと思います。

<委員>

おっしゃる通りです。でも本当に20年たって、前に比べると社会も優しくなりましたから、こういう会もできるようになった。こういうところをやはり知っていただくことが一番なんだろうなと思います。本当優しくなりました。

<委員長>

やはり時代も変わって、地域も変わってという、その中で私たちが、こういうプランを通じて、いかに柔軟に、結局、今障がい者の方のプランづくりということで今進めているところですが、広く言うとはやはり地域づくりであったり、境港市をどうしていくかというところを、皆様と一緒に考える会だというふうに私自身も認識しております。

この数値がどうということではなくて、そういった広くこれからの障がい者福祉であったり、その地域だつたりという観点から考えていただいて、本当にいろいろなご意見をお伺いできるといいのかなと思っております。

その流れていくと今回委員の方にも地域の皆様にもご参加いただいておりますので、例えば、民生児童委員協議会会長様も、今のお話も聞きながら地域からの立場としてご発言いただけるといいかなと思います。今の現状のようなところでもいいかと思っております。

<委員>

地域を回っているときに、精神障がいのある方に話しかけられたりして、話が何て言うのか、妄想の世界にどんどん引っ張られていくといいますか、聞いている方が、どこまでのことが本当のところ、どこからが妄想なのかなというのが難しいところだなというのが、私の関わっている中での実感です。そういうときに、多分市の方は関わっておられると思いますが、状況がおかしいぞというのがどこで線といいますか、判断が難しいので、行政などに、どの時点で、報告とか、情報共有していくことをしないといけないのかわからないのが、苦しいところです。

その方にとってはそんなに問題ではないかもしれないのに、勝手に大変なことになっていると言うのも、おかしい話ですし、どの方がどこの事業所さんで、どう関わっておられるのかとかも全然わからない。

いつもその障がいの方にどう接していいのかわからないというところで話が止まってしまっていて、本当に申し訳ないですが。

<委員長>

実際関わっていらっしやると、本当に接し方など、この話しても大丈夫なのかななど、いろいろご不安になられることもあって、どこに相談していいかということもわかりにくかったりというのが、現状としてあるということだと思いますので、本当にどこからがどうなのかということではなくて、困った時や気になった時にしっかりと声を上げていただくということがまず一つ大事なのかなと思いますし、それが行政の窓口であったり、私たちでもいいですし、例えば隣にいらっしやる社会福祉協議会の方もいらっしやったり、そういう身近なところで声を上げていただくということがまずは一つ大事なのかなというふうには思っております。

後でもお話をさせてもらおうと思っておりましたが、ちょっと私が感じていたのが次の(2)番で、関係してくるかと思いますが、今、広くなぜこういう話をさせてもらったかということ、今いろいろな各分野で言われていたりするのが地域包括ケアシステムと言われるようなものがありますが、これは今、精神障がいや、高齢者という分野になっていきますが、要するに地域で、丸ごと考えていきましょう、支えていきましょうというような取り組みになります。

障がい者分野などそういうことは関係なく、本当に幅広く包括的に、その方を支えるシステムを作っていきましょう。これがいわゆる地域共生社会を目指すような、そういった取り組みの一つでもあるのかなと思いますので、地域の中でしっかりと誰もが周りの人に障がいあるなし関係なく、どんな方でも気軽に興味というか関心があって、そういった方々にしっかりと皆で関わっていきける。逆に関わるだけでなく、支える側もある時には支えてもらったり、お互いに協力し合って、誰もが暮らしやすいような社会になっていく、それが地域共生社会ではないのかなと思いますので、そういったところを目指すべきものの一つにこういうプランもあるというふうに皆さんも認識していただいてご発言いただいたり、困っていらっしやるということはここからがこうだってことはないと思いますので、ぜひそういったことがあったら、こういう場でも顔見知りになっていただいて、

ぜひぜひ声をかけていただけたらと思います。

何か事務局はよろしいですか。

<事務局>

先ほどのお話に出ていたように少しでも気になるようなことがあれば、福祉課の方であったり、保健師であったり、それぞれ団体さんの方では相談員さんの方の委嘱もさせていただいていますので、そちらの方にご相談いただけたらなと思います。

実際に福祉課の方の窓口でもご近所の方が、ちょっと困っておられるようでと相談がありました。ただご近所の方から市役所に直接話はないと思うので、どこに相談したらいいのでしょうかということで窓口に聞きに来られたことがありました。その際に、やはり市役所だとちょっと敷居が高いということで、どこかないですかということだったので、一般相談を委託している支援センターさかいみなとさんだったり、エポック翼さんを紹介させていただきました。その結果、ご近所の方が一般相談の事業所につながることで、大変喜んでいただいたという事例もあります。

本日の会で皆さまにもこういった相談先があるということを知っていただけたと思いますので、もし、周りで困っておられる方がいたら、そういった相談先があることを教えていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

<委員>

7月11日に心の相談研修会を、ここ保健相談センターで実施するので、よろしければお越しいただくとありがたいです。

<委員長>

次に、「(2) プラン改定の概要、スケジュール等について」事務局から説明をお願いします。

<事務局>

(2) プラン改定の概要、スケジュール等について (資料2～4を説明)

<委員長>

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

そうしますと、私から質問ですが、国の基本指針に「地域福祉計画や重層的相談支援体制整備事業実施計画との連携を図る」とありますが、今回策定するプランとの連携をどのように考えていますか。

<事務局>

本市において、相談事に関しては、庁内で連携は出来ていると考えています。したがって、重層的相談支援体制については、現在のところは具体的に考えていく段階にはございません。

<委員長>

重層的相談支援体制のメリットは相談先が分かりやすいということであると思いますので、使う側からの視点で検討してほしいと思います。

障害福祉サービス事業所からも参加いただいておりますが、ご意見どうでしょうか。

<委員>

入所施設のため、コロナ中は利用者に窮屈な思いをさせていただきましたが、少しずつ地域との交流を増やしています。

<委員>

陽なたを運営しており、児童発達支援センターとして陽なたに登録のない人でも家族も含めて相談助言等の支援をしています。また、市内の幼稚園、保育園、小学校とは連携ができてきています。

<委員>

陽なたに登録とはどういう意味ですか。

<委員>

障害福祉サービスの利用者として陽なたと契約があるかどうかです。

<委員長>

「(3) その他」について、何かございますでしょうか。

<委員>

基幹相談支援センターの設置が努力義務となるとのことですが、令和6年4月からの基幹相談支援センターの設置予定はありますか。また、こうした機関に、障がいの方だけでなく、様々な相談ができないでしょうか。

<事務局>

基幹相談支援センターの設置については、現在協議はしていません。西部圏域の障害福祉サービス事業所や団体、市町村で構成する鳥取県西部障害者自立支援協議会においても議論することになると考えています。基幹相談支援センターは障害福祉制度の中にある機関のため、障がい関係の相談が中心となります。

<委員長>

委員が言われているのは、重層的相談支援のことになると思います。福祉のよろず相談として窓口が一つになればわかりやすいと思います。

行政側はよくわかっているので、連携して対応していると思いますが、市民にとっては、どこに相談してよいのかがまずわからないので、ここに行けばよいという窓口が必要と考えます。

<副委員長>

障害福祉サービス事業所、当事者団体、市民それぞれが、それぞれの目線で資料を読み、意見を抽出して行ってほしいと思います。

<委員長>

会議の資料については余裕をもって事前に委員に届けてもらい、資料のわかりやすさという観点からも見ていただけたらと思います。

4 閉会

<委員長>

それでは本日の委員会はこれをもって閉会といたします。

なお、次回は9月頃を目途に事務局案を配布のうえ、第2回の会議を開催し、案については、委員の皆さまと検討していきたいと思っております。

次回もよろしく願いいたします。